

様式第8号

意見書・再意見書

2025 年 10 月 13 日

吹田市長宛

住 所

氏 名

電話番号

(法人にあっては、その主たる事務所の
所在地、名称及び代表者氏名)

吹田市開発事業の手續等に関する条例第17条 第1項 第3項 の規定により、次の
とおり説明報告書に対する意見書 提出します。
見解書に対する再意見書

開 発 事 業 の 名 称	(仮称)吹田市古江台PJ 新築工事				
事 業 区 域 の 位 置	吹田市 古江台5丁目87番7				
予 定 建 築 物	☒ 共同住宅 ☐ 戸建住宅 ☐ その他 ()				
意 見 の 内 容	1)隣の建物(スライ北千里)との距離が「近すぎ」(10m程)で、スライ北千里側の圧迫感が極めて大きくなるため、建物全体をあと東側に移動させてほしい。(軒吹き抜け部分をなくす、露天風呂を東側に西側に移動させることも検討したい) 2)壁の色を反射の強い白色を避けるべき。またバルコニー部屋窓のガラス材質なども周りの反射(照り返し熱)を考慮すべき。 3)北側の上階は段差を設けているが、南側には段差がないため、スライ北千里から北側が全く見えない。スライ北千里から北側が見えるよう周りの配意をいた形に変更を希望します。(南側上段セル7バルコニーにするなど)				
※受付年月日	R7 年 9 月 5 日	※受付番号	第 号	※受付印	
			07-L-07		
※備 考					

- 注 1 ※印のある欄は、記入しないでください。
 2 □のある欄は、該当する□にレ印を記入してください。
 3 意見の内容欄に書き込めないときは、別紙に記載し、添付してください。
 4 この意見書・再意見書の内容については、一般の閲覧に供するとともにインターネットにより公表します。

4)高齢者施設のような、カラオケなどの周りの騒音には十分に配意するべき。

以上を強く要望させていただきま。

(別紙1)

見解書

(仮称)吹田市古江台 PJ 新築工事におきまして頂戴致しました「意見書No.1」に対して、下記の通り事業者見解を提出致します。
ご理解賜りますようお願い致します。

記

1. 本計画は、日影規制を遵守したうえで、東側にプレイロット(中庭)の確保、露天風呂等の共用施設を配置し、西側に駐車場及び車路、消防活動空地を確保しております。これらの施設をすべて西側に移し、計画建物を東側に寄せることは難しい状況です。建物位置の変更は出来かねますが、外壁の色彩等で出来るだけ圧迫感を軽減できるよう検討させていただきます。
何卒ご理解のほど何卒宜しくお願い致します。
2. 壁の色・ガラスの材質等は、現時点では未定でございます。
ご意見を踏まえ、可能な限り考慮致します。
3. 建物のボリュームについては、指定容積率 200%のところ、ニュータウン指針により 150%に抑えさせて頂いております。
部屋を無くしてルーフバルコニーにするというご提案を頂きましたが、事業性の観点からこれ以上のボリューム縮小は出来かねます。
何卒ご理解のほど何卒宜しくお願い致します。
4. シアタールーム・プレイルームにつきましては、防音室にするとともに遮音カーテンや遮音性の高い窓を採用し騒音対策を行います。

貴重なご意見誠にありがとうございました。

以上

様式第8号

意見書・再意見書

2025年10月17日

吹田市長宛

住 所

氏 名

電話番号

(法人にあっては、その主たる事務所の
所在地、名称及び代表者氏名)

吹田市開発事業の手続等に関する条例第17条 第1項 第3項 の規定により、次の
とおり説明報告書に対する意見書 見解書に対する再意見書 を提出します。

開 発 事 業 の 名 称	(仮称)吹田市古江台PJ 新築工事				
事 業 区 域 の 位 置	吹田市 古江台5丁目87番7				
予 定 建 築 物	☒ 共同住宅 ☐ 戸建住宅 ☐ その他 ()				
意 見 の 内 容	別紙				
※受付年月日	25 年 9 月 5 日	※受付番号	第 07-L-07 号	※受付印	7.10.17 第07-L-07号
※備 考					

- 注 1 ※印のある欄は、記入しないでください。
 2 □のある欄は、該当する□にレ印を記入してください。
 3 意見の内容欄に書き込めないときは、別紙に記載し、添付してください。
 4 この意見書・再意見書の内容については、一般の閲覧に供するとともにインターネットにより公表します。

要望書

以前は建物(4階建て)があっても、ステイツからの眺望は良好でしたが、今回、7階建てに建て替わると、視界がほとんど遮られてしまいます。またステイツとの距離が近すぎて圧迫感があり、7階から見下ろされてしまいます。

チェックリスト様式2 I-6「道路から8.0メートル後退し、道路からの圧迫感を軽減しています」と書かれていますが、車道はあまり人は歩きませんので、むしろ、建物をできる限り北側に寄せていただき、当該敷地に隣接する南側、西側の歩道からの距離をとっていただきたいです。特に南西の住戸と歩道が近すぎる。

また、東側にある庭園を西側に変更するなどして、できる限り東に建物を寄せていただきたい。できれば、6階建てに変更していただきたいです。あるいは、南側住戸の7階6階5階部分を、ルーフバルコニー付きに変更していただければ、圧迫感がやわらぎ、視界が少し開けます。

外壁について・・・ステイツ側に光や熱が反射しないようにしていただきたいです。

特に白色は反射するので、茶色系やグレー系にいただきたい。

カラオケルームの防音対策の徹底をしていただきたい。

電磁波の影響…電磁波の影響がないようにしていただきたいです。(5Gアンテナ電

柱、電波塔、ソーラーパネルなど)

以上

(別紙2)

見解書

(仮称)吹田市古江台 PJ 新築工事におきまして頂戴致しました「意見書No.2」に対して、下記の通り事業者見解を提出致します。
ご理解賜りますようお願い致します。

記

1. 本計画は、日影規制を遵守したうえで、東側にプレイロット(中庭)の確保、露天風呂等の共用施設を配置し、西側に駐車場及び車路、消防活動空地を確保しております。これらの施設をすべて西側に移し、計画建物を東側に寄せることは難しい状況です。また、北側については現計画でも日影規制が厳しく、上階のセットバックが必要な状況であり、計画建物を北側に寄せることは難しいと考えております。
上階の部屋の一部を無くしてルーフバルコニーにするというご提案を頂きましたが、建物のボリュームについては、指定容積率 200%のところ、ニュータウン指針により 150%に抑えさせて頂いており、事業性の観点からこれ以上のボリューム縮小は出来かねます。
建物位置の変更はできませんが、外壁の色彩等で出来るだけ圧迫感を軽減できるよう検討させて頂きます。
何卒ご理解のほど何卒宜しくお願い致します。
2. 外壁については、現時点では未定でございます。
ご意見を踏まえ、可能な限り考慮致します。
3. シアタールーム・プレイルームにつきましては、防音室にするとともに遮音カーテンや遮音性の高い窓を採用し騒音対策を行います。
4. ご懸念いただいております 5G アンテナ電柱・電波塔・ソーラーパネルについては、いずれも設置予定はございません。
テレビ電波障害につきましては、中高層説明資料にて提出させて頂きます。

貴重なご意見誠にありがとうございました。

以上